



山形県公報

平成16年2月24日(火)
第1519号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                |                   |     |
|--------------------------------|-------------------|-----|
| 青少年保護条例に基づく処分をするための聴聞.....     | (文化振興課) ...       | 181 |
| 山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (保健業務課) ...       | 同   |
| 国土調査の成果の認証.....                | (農村計画課) ...       | 189 |
| 同 .....                        | ( 同 ) ...         | 同   |
| 同 .....                        | ( 同 ) ...         | 同   |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....         | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 190 |
| 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定.....   | (森 林 課) ...       | 同   |
| 民有保安林の指定の解除.....               | ( 同 ) ...         | 同   |
| 河川区域の指定の変更.....                | (河川砂防課) ...       | 同   |
| 公有水面埋立の承認の申請.....              | ( 同 ) ...         | 191 |
| 開発行為に関する工事の完了.....             | (村山総合支庁建築課) ...   | 192 |
| 同 .....                        | ( 同 ) ...         | 193 |

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程..... | 同 |
|---------------------------|---|

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第192号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第17条の8第1項の規定により、同条例第11条第1項の規定に違反した者に対して同条第4項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成16年2月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 日 時 平成16年3月4日(木) 午後2時から
- 2 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁301会議室

### 山形県告示第193号

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県結核予防費補助金交付規程(昭和37年2月県告示第127号)の一部を次のように改正する。

第1条中「事業者(国又は市町村を除く。 )及び法第4条第1項に規定する」を削り、「事業者等」を「設置者」に改め、「第54条第2号又は第55条」を「第55条第1号」に改め、「ツベルクリン反応検査、予防接種及び」を削り、「事業者にあつては、健康診断」を「設置者等の行う事業において業務に従事する者に対するもの」に改める。

第2条中「事業者等」を「設置者」に改める。

第7条中「2部とし、所轄総合支庁長を経由しなければならない」を「正本1部とする」に改める。

別表を次のように改める。

別表

結核予防費補助金算定基準

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 算<br>定<br>基<br>準 | (1) 474円×医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数<br>(2) 501円×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数<br>(3) 6,447円×医療機関で精密検査を受けた者の延べ数。ただし、結核予防法施行規則(昭和26年厚生省令第26号)第4条ただし書の規定により直接撮影を省略した場合は、5,005円×医療機関で精密検査を受けた者の延べ数及びやむを得ない事情で直接撮影のみを行った場合は、1,710円×医療機関で直接撮影を行った者の延べ数 |
| 対<br>象<br>経<br>費 | 法第4条第1項の規定による健康診断(設置者である市町村が行う健康診断を除く。)のために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費                                                                                                                                                                  |

別記様式を次のように改める。

別記  
様式第1号

(1-1)

事 業 計 画 書

1 結核予防費補助金所要額調査

申請者

| 区 分   | (A) 総 事 業 費 | (B) 収 入 予 定 額 | (C) 差 引 額<br>(A) - (B) | (D) 選 定 額 | (E) 補助基本額<br>(C)又は(D)のいずれか<br>低い額 | (F) 補助所要額<br>(E) × 2 / 3 |
|-------|-------------|---------------|------------------------|-----------|-----------------------------------|--------------------------|
| 健康診断費 | 円           | 円             | 円                      | 円         | 円                                 | 円                        |
| 決 定 額 |             |               |                        |           |                                   |                          |

(注) 1 補助所要額(F)に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てること。

2 印欄は記入しないこと。

3 総事業費(A)は、「2 結核健康診断事業計画及び所要額内訳」の支出額(D)の合計欄と一致すること。

4 選定額(D)は、「2 結核健康診断事業計画及び所要額内訳」の選定額(H)の合計欄と一致すること。

(1-2)

学校・施設名

2 結核健康診断事業計画及び所要額内訳

| 区       | 分        | 受診人員         |                        |                        | 支出額        |                                |                                         | 支出予定額 |  |  | 交付基準額による算出額<br>(C) × 基準単価<br>卸 円 | 選定額<br>(F)又は(G)の<br>いずれか低い額<br>恩 円 |
|---------|----------|--------------|------------------------|------------------------|------------|--------------------------------|-----------------------------------------|-------|--|--|----------------------------------|------------------------------------|
|         |          | 総受診人員<br>憶 人 | 補助対象外人員<br>臆 人         | 補助対象人員<br>桶 人          | 支出額<br>牡 円 | 補助対象外<br>受診者に対する<br>支出額<br>乙 円 | 補助対象<br>受診者に対する<br>支出額<br>(D) - (E) 俺 円 |       |  |  |                                  |                                    |
| 一 次 検 診 | 医療機関で実施分 | 間接撮影         | 70ミラメ                  | 学生・生徒<br>施設の収容者<br>職 員 |            |                                |                                         |       |  |  |                                  |                                    |
|         |          |              | 100ミラメ                 | 学生・生徒<br>施設の収容者<br>職 員 |            |                                |                                         |       |  |  |                                  |                                    |
|         |          |              | 直接撮影                   | 学生・生徒<br>施設の収容者<br>職 員 |            |                                |                                         |       |  |  |                                  |                                    |
| 精 密 検 査 | 医療機関で実施分 | 通常検査         | 学生・生徒<br>施設の収容者<br>職 員 |                        |            |                                |                                         |       |  |  |                                  |                                    |
|         |          |              | 学生・生徒<br>施設の収容者<br>職 員 |                        |            |                                |                                         |       |  |  |                                  |                                    |
|         |          | 直撮省略         | 学生・生徒<br>施設の収容者<br>職 員 |                        |            |                                |                                         |       |  |  |                                  |                                    |
|         |          | 直撮のみ         | 学生・生徒<br>施設の収容者<br>職 員 |                        |            |                                |                                         |       |  |  |                                  |                                    |
|         |          | 合 計          |                        |                        |            |                                |                                         |       |  |  |                                  |                                    |

様式第2号

事 業 成 績 書

(2-1)

1 結核予防費補助金精算額調査書

申請者

| 区 分   | (A)<br>総事業費 | (B)<br>収入額 | (C)<br>差引額<br>(A) - (B) | (D)<br>選定額 | (E)<br>補助基本額<br>(C)又は(D)の<br>いずれか低い額 | (F)<br>補助所要額<br>(E) × 2 / 3 | (G)<br>補助交付<br>決定額 | (H)<br>補助受入額 | (I)<br>差引過不足( )<br>額<br>(F) - (H) |
|-------|-------------|------------|-------------------------|------------|--------------------------------------|-----------------------------|--------------------|--------------|-----------------------------------|
| 健康診断費 | 円           | 円          | 円                       | 円          | 円                                    | 円                           | 円                  | 円            | 円                                 |
| 決 定 額 |             |            |                         |            |                                      |                             |                    |              |                                   |

(注) 1 補助所要額(F)に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てること。

2 印欄は記入しないこと。

3 (G)、(H)、(I)の欄は、実績報告の際に記入すること。

4 総事業費(A)は、「2 結核健康診断事業実績書及び精算額内訳」の支出額(B)の合計欄と一致すること。

5 選定額(D)は、「2 結核健康診断事業実績書及び精算額内訳」の選定額(H)の合計欄と一致すること。





様式第3号

収 支 精 算 書  
学校・施設名

| 種 目      | 経費科目 | 支払年月日   | 検診経費 | 消費税 | 支出額 | 内                    |             | 適 用 記 録 | 住 所 | 私 氏 名 |
|----------|------|---------|------|-----|-----|----------------------|-------------|---------|-----|-------|
|          |      |         |      |     |     | 種 別                  | 人 員 数       |         |     |       |
| 一次<br>検診 | 精密検査 | H 年 月 日 |      |     |     | 70ミリラ-カメラ            | 学生・生徒       |         |     |       |
|          |      |         |      |     |     | 105ミリラ-カメラ           | 施設の収容者<br>職 |         |     |       |
| 一次<br>検診 | 精密検査 | H 年 月 日 |      |     |     | 直接撮影                 | 学生・生徒       |         |     |       |
|          |      |         |      |     |     | 通常検査<br>直撮省略<br>直撮のみ | 施設の収容者<br>職 |         |     |       |
| 一次<br>検診 | 精密検査 | H 年 月 日 |      |     |     | 70ミリラ-カメラ            | 学生・生徒       |         |     |       |
|          |      |         |      |     |     | 105ミリラ-カメラ           | 施設の収容者<br>職 |         |     |       |
| 一次<br>検診 | 精密検査 | H 年 月 日 |      |     |     | 直接撮影                 | 学生・生徒       |         |     |       |
|          |      |         |      |     |     | 通常検査<br>直撮省略<br>直撮のみ | 施設の収容者<br>職 |         |     |       |
| 一次<br>検診 | 精密検査 | H 年 月 日 |      |     |     | 70ミリラ-カメラ            | 学生・生徒       |         |     |       |
|          |      |         |      |     |     | 105ミリラ-カメラ           | 施設の収容者<br>職 |         |     |       |
| 一次<br>検診 | 精密検査 | H 年 月 日 |      |     |     | 直接撮影                 | 学生・生徒       |         |     |       |
|          |      |         |      |     |     | 通常検査<br>直撮省略<br>直撮のみ | 施設の収容者<br>職 |         |     |       |
| 一次<br>検診 | 精密検査 | H 年 月 日 |      |     |     | 70ミリラ-カメラ            | 学生・生徒       |         |     |       |
|          |      |         |      |     |     | 105ミリラ-カメラ           | 施設の収容者<br>職 |         |     |       |
| 一次<br>検診 | 精密検査 | H 年 月 日 |      |     |     | 直接撮影                 | 学生・生徒       |         |     |       |
|          |      |         |      |     |     | 通常検査<br>直撮省略<br>直撮のみ | 施設の収容者<br>職 |         |     |       |
| 合 計      |      |         |      |     |     |                      |             |         |     |       |

- (注) 1 内訳の欄の種別と適用の部分については該当箇所に を記載すること。  
 2 内訳の欄の「人員数」と「単価」を乗じたものが「検診経費」となること。  
 3 下段の余白の部分については、必要に応じて記入すること。



## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県結核予防費補助金交付規程の規定は、平成15年度分以後の補助金について適用する。

## 山形県告示第194号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成16年2月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成11年5月7日から平成15年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字臈気、大字五十沢、大字尾花沢の各一部
- 5 認証年月日  
平成16年2月18日

## 山形県告示第195号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成16年2月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成12年5月30日から平成14年3月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成16年2月18日

## 山形県告示第196号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成16年2月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
長井市
- 2 調査を行った期間  
平成13年5月22日から平成15年12月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
長井市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
川原沢、寺泉の各一部
- 5 認証年月日  
平成16年2月18日

## 山形県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成16年2月24日

山形県知事 高橋和雄

| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の名称    | 工事完了年月日    |
|--------|-----|----------|------------|
| 藤島町    | 渡前  | 基盤整備促進事業 | 平成16年1月16日 |

## 山形県告示第198号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成16年2月24日

山形県知事 高橋和雄

## 1 区域及び期間

区域 山形県下一円

期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

## 3 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫が附着している伐採木等（松くい虫の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。

## 4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

## 山形県告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成16年2月24日

山形県知事 高橋和雄

## 1 解除に係る保安林の所在場所

長井市平野字濁り沢4166 - 58（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 保安林解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第200号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による河川区域の指定を次のとおり変更する。

なお、当該変更に係る関係図面は、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年2月24日

山形県知事 高橋和雄

| 水系名 | 河川名 | 指 定 区 域                                                               |                                                                       | 変 更 年 月 日  |
|-----|-----|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------|
|     |     | 変 更 前                                                                 | 変 更 後                                                                 |            |
| 最上川 | 最上川 | 別紙図面(変更前)に薄赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域(別紙図面は、省略) | 別紙図面(変更後)に薄赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域(別紙図面は、省略) | 平成16年2月16日 |

山形県告示第201号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての承認の申請があった。

なお、関係書類は、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において、平成16年2月24日から同年3月15日まで縦覧に供する。

平成16年2月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所

山形県酒田市上安町一丁目2番地の1

国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長 菊地 身智雄

2 申請の受理年月日

平成16年1月19日

3 埋立区域

(1) 位 置

山形県西田川郡温海町大字温海字温海645番217から同536番15に至る地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点のうち、の地点と の地点を結んだ線、の地点から351度29分8秒29.83mの地点を中心とする半径29.83mの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、の地点と の地点を結んだ線、の地点から70度21分22秒20.25mの地点を中心とする半径20.25mの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、の地点と の地点を結んだ線、の地点から116度21分36秒20.25mの地点を中心とする半径20.25mの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、の地点から の地点までを順次結んだ線、の地点から の地点までを順次結ぶ既設階段護岸と公有水面との境界線(T.P.+0.439により決定)、の地点から147度39分6秒19.53mの地点を中心とする半径19.53mの円周で の地点と の地点を結ぶ既設階段護岸と公有水面との境界線である西側の円弧(T.P.+0.439により決定)、の地点と の地点を結ぶ既設階段護岸と公有水面との境界線(T.P.+0.439により決定)、の地点から178度15分41秒19.53mの地点を中心とする半径19.53mの円周で の地点と の地点を結ぶ既設階段護岸と公有水面との境界線である西側の円弧(T.P.+0.439により決定)、の地点から の地点までを順次結ぶ砂浜と公有水面との境界線(T.P.+0.439により決定)及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 越路三等三角点(北緯38度36分47秒1、東経139度35分17秒4)から334度31分52秒1037.97mの地点

|     |       |      |     |     |            |
|-----|-------|------|-----|-----|------------|
| の地点 | の地点から | 355度 | 13分 | 53秒 | 2.15mの地点   |
| の地点 | の地点から | 56度  | 24分 | 17秒 | 25.22mの地点  |
| の地点 | の地点から | 31度  | 47分 | 1秒  | 104.39mの地点 |
| の地点 | の地点から | 3度   | 21分 | 29秒 | 15.83mの地点  |
| の地点 | の地点から | 26度  | 21分 | 37秒 | 12.00mの地点  |

|     |       |      |     |     |           |
|-----|-------|------|-----|-----|-----------|
| の地点 | の地点から | 54度  | 26分 | 15秒 | 19.06mの地点 |
| の地点 | の地点から | 24度  | 48分 | 59秒 | 29.06mの地点 |
| の地点 | の地点から | 114度 | 49分 | 18秒 | 11.38mの地点 |
| の地点 | の地点から | 204度 | 45分 | 33秒 | 20.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 202度 | 4分  | 57秒 | 19.45mの地点 |
| の地点 | の地点から | 200度 | 24分 | 48秒 | 20.11mの地点 |
| の地点 | の地点から | 211度 | 3分  | 38秒 | 20.31mの地点 |
| の地点 | の地点から | 219度 | 33分 | 57秒 | 12.12mの地点 |
| の地点 | の地点から | 203度 | 7分  | 14秒 | 12.59mの地点 |
| の地点 | の地点から | 178度 | 15分 | 41秒 | 14.19mの地点 |
| の地点 | の地点から | 218度 | 51分 | 11秒 | 21.61mの地点 |
| の地点 | の地点から | 214度 | 16分 | 28秒 | 20.02mの地点 |
| の地点 | の地点から | 226度 | 36分 | 10秒 | 20.68mの地点 |
| の地点 | の地点から | 232度 | 6分  | 3秒  | 21.31mの地点 |

## (3) 面積

1,399.76㎡

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

山形県西田川郡温海町大字温海字温海645番221から同645番115に至る陸域及び地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及びAの地点とDの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 越路三等三角点(北緯38度36分47秒1、東経139度35分17秒4)から343度22分1秒1039.38mの地点

|      |        |      |     |     |            |
|------|--------|------|-----|-----|------------|
| Bの地点 | Aの地点から | 28度  | 30分 | 15秒 | 304.83mの地点 |
| Cの地点 | Bの地点から | 14度  | 48分 | 59秒 | 60.12mの地点  |
| Dの地点 | Cの地点から | 208度 | 30分 | 15秒 | 320.34mの地点 |

## (3) 面積

18,692.60㎡

## 5 埋立地の用途

海岸保全施設用地

## 山形県告示第202号

次の開発行為は、完了した。

平成16年 2月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 許可番号

平成15年 3月 6日 指令村総建第5042号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾花沢市大字荻袋字堂ヶ塚1318 - 14、1318 - 15、1318 - 16、1318 - 17、1318 - 21、1318 - 22、1318 - 23、1318 - 24、1318 - 25、1318 - 26、1318 - 27、1318 - 28、1318 - 29、1318 - 30、1318 - 31、1318 - 32、1318 - 33、1318 - 62、1318 - 63、1318 - 64、1318 - 65、1318 - 66、1318 - 67、1318 - 108、1318 - 109、1318 - 110、1318 - 111、1318 - 112、1318 - 113、1318 - 114、1318 - 115、1318 - 116、1318 - 117、1318 - 118、1318 - 119、1318 - 120、1318 - 121、1318 - 122、1318 - 123、1318 - 124、1318 - 125、1318 - 133、1318 - 134、1318 - 143、1318 - 17地先、1318 - 108地先、1318 - 180の一部、字西荻原1284 - 27の一部、1318 - 1、1318 - 177、1318 - 178、1318 - 179の一部、1327 - 129、1327 - 129地先

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

尾花沢市若葉町一丁目 1 番 3 号

尾花沢市土地開発公社

## 山形県告示第203号

次の開発行為は、完了した。

平成16年2月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成15年10月17日 指令村総建第5018号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字三河尻字一本柳46番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡中山町大字柳沢15番地1  
野口 ゆり子

企 業 局 関 係

## 規 程

## 山形県企業管理規程第1号

県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月24日

山形県企業管理者 細 野 武 司

県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程

県民ゴルフ場管理規程（平成10年9月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「5,000円」を「4,050円」に、「10,000円」を「8,100円」に改める。

附 則

この規程は、平成16年3月15日から施行する。

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤   | 正  |
|------------|------------|-----|-------|-----|----|
| 平成16. 1. 6 | 第1505号     | 2   | 下から15 | 手続き | 手続 |
| 同          | 同          | 同   | 下から13 | 手続き | 手続 |

平成16年2月24日印刷  
平成16年2月24日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056